木造住宅耐震診断技術者派遣事業の流れ

申請者	○○市町	建築士会	耐震診断技術者 （耐震診断事務所）

耐震診断の申込み

申込書受理・審査
（※建築年・所有者の確認）

・固定資産税　課税明細書
・登記簿謄本（建物）
・建築確認通知書　などで確認する。

耐震診断技術者を派遣しない旨の通知

診断技術者派遣依頼

診断技術者の選定

診断技術者の決定

発注書・請書

派遣の受託

診断技術者決定通知

決定通知受理

電話にて診断事務所決定を申請者へ事前連絡（耐震技術者が申請者に連絡する前に）

現地調査日程調整

日程打合せ

現地調査

現地調査結果報告書作成
（様式A）

対象住宅の要件を満たしていな場合又は
建築基準法の実態違反がある場合

現地調査結果報告書受領

・現地調査結果報告書受領
・重大な違反等の確認

対象住宅の要件を
満たしていない場合

対象住宅の要件
を満たしている場合

取消し通知

取消通知書受領

1）耐震診断実施
（評価機関の評価証取得共）
2）概算工事費等算出
3）住宅所有者への説明

耐震診断結果報告書（評価証とも）・補強計画（案）（概算工事費）等の説明の上、評価手数料請求

評価手数料の支払い

（診断結果報告説明後）
評価料の支払い
¥3,000又は¥9,720

説明結果報告書の作成
（様式B）

成果品受領
（耐震診断結果報告書等）

業務実績報告

（市町毎　1～4回/年）

業務実績報告書受領

委託料の支払

耐震診断業務料の支払い

耐震診断業務料の受領